

野 田 市
循環型社会形成推進地域計画
(第 3 次 計 画)

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日

野 田 市

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向.....	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	3
(2) 生活排水の処理の現状.....	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標.....	5
(4) 生活排水処理の目標.....	6
3 施策の内容	7
(1) 発生抑制、再使用の推進.....	7
(2) 処理体制	11
(3) 処理施設等の整備.....	14
(4) 施設整備に関する計画支援事業.....	14
(5) その他の施策.....	15
4 計画のフォローアップ	15
(1) 計画のフォローアップ.....	15
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	16
《添付資料 1 対象地域図》.....	資料- 1
《添付資料 2 目標の設定に関するグラフ等》.....	資料- 2
《添付資料 3 分別区分説明資料》.....	資料- 4
《添付資料 4 現有処理施設の概要》.....	資料- 5
○様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	資料- 6
《添付資料 5 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（一般廃棄物）》....	資料- 9
《添付資料 6 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（浄化槽）》.....	資料-10
《添付資料 7 地域内の一般廃棄物処理施設の現況と予定》.....	資料-11
《添付資料 8 地域内の浄化槽の整備状況と予定（関宿地域）》.....	資料-12
《添付資料 9 地域内の浄化槽の整備状況と予定（野田地域）》.....	資料-13
○様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	資料-14
○様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	資料-15
【参考資料様式 2】施設概要（熱回収施設系）	資料-16
【参考資料様式 5】施設概要（浄化槽系）	資料-17
【参考資料様式 6】計画支援概要	資料-18

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	野田市
面積	103.54 km ²
人口	155,610 人（平成 27 年 4 月 1 日現在）

(2) 計画期間

本計画は、第 3 次計画として、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の計画期間とする。

なお、施設整備を長期にわたって継続的に実施していくため、全体では 15 年間の計画となる。そのため、第 1 次計画は平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間、第 2 次計画は平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間、第 3 次計画は平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の計画とする。

また、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

平成 15 年 6 月 6 日に野田市と関宿町が合併し、新しい「野田市」が誕生した。合併後のごみの収集、処理については野田市の制度を適用し、ごみの減量化、リサイクルの推進に向けて市民、行政が一体となって取り組んできた結果、集団回収を含む総排出量の原単位が 22 年度は 856 グラム、23 年度は 851 グラム、24 年度は 864 グラム、25 年度は 855 グラム、26 年度は 830 グラムで減少傾向にあり、ごみの減量が図られている。

本市は最終処分場を他市の民間最終処分場に依存している現状から、ごみの減量が課題となっている。平成 12 年（2001 年）を初年度とし、平成 27 年（2015 年）を目標年次とする野田市総合計画では、生活環境の整備を基本目標に、「廃棄物の循環型社会の構築」を基本方針として掲げ、目標達成のため「廃棄物の減量・リサイクルの推進」「廃棄物処理施設の整備」を目指し、次のような施策を展開している。

ごみの減量化施策としては、指定ごみ袋制度導入後も、ごみ出しルール周知徹底、ルール違反ごみの取り残し等を実施している。その他、家庭用生ごみの堆肥化装置購入時に助成金を支給、ごみ減量協力店の充実により、ごみの減量に努めている。

リサイクルの推進施策としては、集団資源回収への積極的な支援、リサイクル展示場やごみ減量協力店の充実等を図っている。また、野田市堆肥センターにおいて、市内から発生する剪定枝、落ち葉・草を堆肥化している。生産した堆肥は、農家の方を対象に有料で配布している。

今後の「ごみの減量化・リサイクルの推進」施策の取り組みとしては、リサイクルセンターの建設を終え、新清掃工場が喫緊の課題となっている中で、新たなごみ減量対策の実施や、ごみ処理システムの見直しなどが必要となっている。

新清掃工場の建設には、安全・安心はもちろんのこと、環境や地元への負担に配慮し、特にごみの発生を抑制するためには、工場の規模を小さくする必要があるので、そのためには、全市的なごみ減量の取り組みが必要であるとして、今後10年間で、平成22年度の一人一日当たりのごみ排出量を基準に、3割削減することを目標とした。

ごみ量を3割削減するためには、市民や事業者と市が協力して、さらにごみ減量に取り組む必要があるため、(1) 排出抑制、(2) ごみ減量・リサイクルの推進、(3) ごみ処理システムの整備拡充、(4) 環境保全意識の普及啓発の4項目を重点施策として、全市的に取り組んでいく。

また、市民の快適な生活環境を確保するとともに、河川の水質を保全するためには排水の適正な処理を行うことが重要であることから、公共下水道事業を推進し普及率の向上を図っていくとともに、公共下水道事業計画以外の地域においては合併処理浄化槽の設置を推進していく。

(4) 広域化の検討状況

本市は千葉県の北端部に位置し、西側に江戸川を挟んで埼玉県と東側に利根川を挟んで茨城県に囲まれた地域である。また、北部に旧関宿町を併合した南北に細長い地形を有しており、南部では流山市、柏市とそれぞれ接している。

本市では、流山市、柏市を含む、近隣自治体と清掃行政が抱える諸問題等について情報を共有化し、その解決に繋げるために随時協議を行っている。

隣接する流山市においては、流山市クリーンセンター(207t/日、平成16年4月運転開始)、柏市においては清掃工場(300t/日、平成3年4月運転開始)、第二清掃工場(250t/日、平成17年4月運転開始)の2施設を有しており、両市とも、比較的新しい施設でそれぞれ単独で処理を行っており、本市においても、計画目標年次における予測人口は5万人規模を越えていることから、本市では本計画における要件を単独で満たしてはいるが、今後とも、広域処理の可能性について調査、検討を行っていくものとする。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成26年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団資源回収量を含め、47,154トンであり、再生利用される「総資源化量」は12,833トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は27.2%である。

中間処理による減量化量は27,468トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね7割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の16.9%に当たる6,853トンが埋め立てられている。なお、中間処理量のうち、焼却量は25,589トンである。

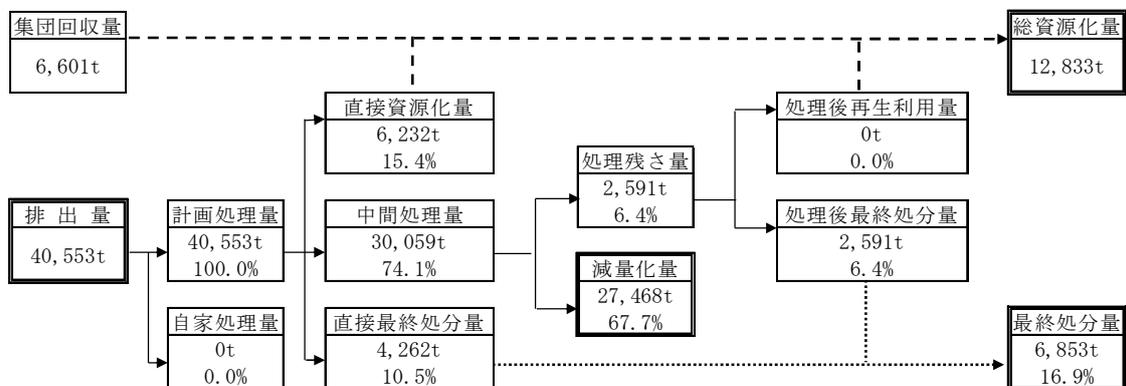


図1 一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 生活排水の処理の現状

平成26年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で155,610人であり、水洗化人口は108,872人、汚水衛生処理率70.0%である。

し尿発生量は5,002k1/年、浄化槽汚泥発生量は40,086k1/年であり、処理・処分量（収集・運搬量）は45,088k1/年である。

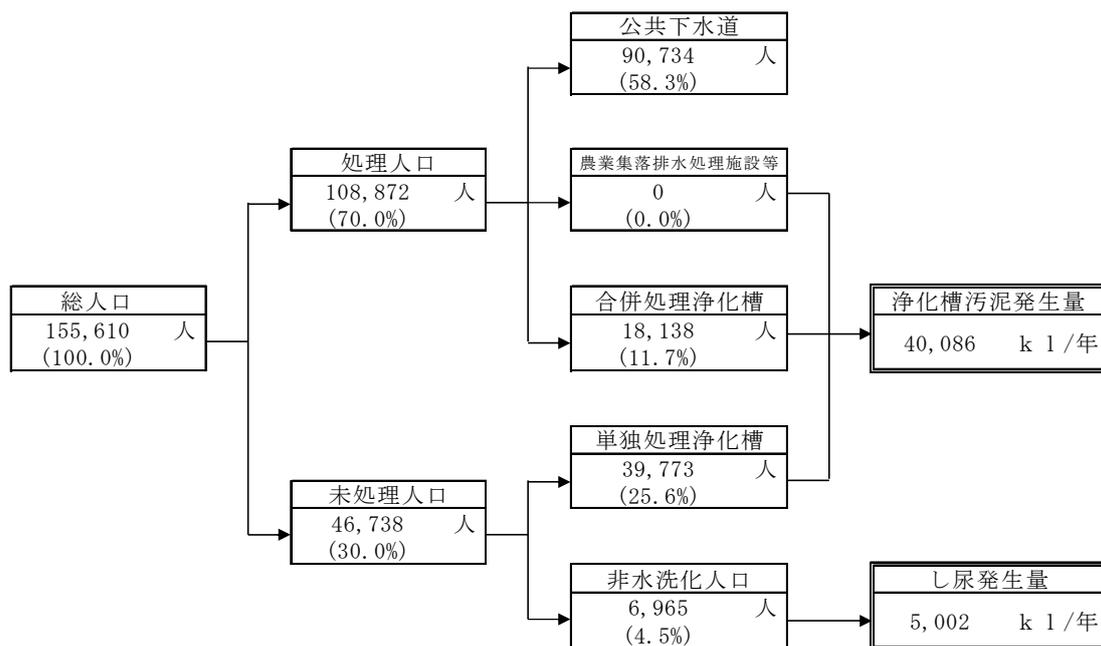


図2 生活排水の処理状況フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合※1) (平成26年度)	目標 (割合※1) (平成33年度)
排 出 量	事業系 総排出量	13,241 トン	9,843 トン (-25.7%)
	1事業所当たりの排出量※2	2.52 トン/事業所	1.83 トン/事業所 (-27.4%)
	家庭系 総排出量	27,312 トン	20,556 トン (-24.7%)
	1人当たりの排出量※3	151.3 kg/人	107.1 kg/人 (-29.2%)
合 計 排出量合計		40,553 トン	30,399 トン (-25.0%)
再生利用量	直接資源化量	6,232 トン (15.4%)	6,524 トン (21.5%)
	総資源化量	12,833 トン (27.2%)	12,420 トン (34.2%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	-	-
減量化量	中間処理による減量化量	27,468 トン (67.7%)	19,057 トン (62.7%)
最終処分量	埋立最終処分量	6,853 トン (16.9%)	4,818 トン (15.8%)

※1 排出量は現状に対する割合
 総資源化量は排出量と集団回収量の和に対する割合
 その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)
 平成26年度の事業所数は、平成24年度の事業所数(平成24年経済センサス)と同様とする。
 事業所数; 平成26年度: 4,825事業所、平成33年度: 4,825事業所(平成26年度事業所数と同数と仮定)

※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)
 計画収集人口(4月1日現在); 平成26年度: 155,610人、平成33年度: 157,033人

《指標の定義》

排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位: トン]

熱回収量: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]

減量化量: 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位: トン]

最終処分量: 埋立処分された量[単位: トン]

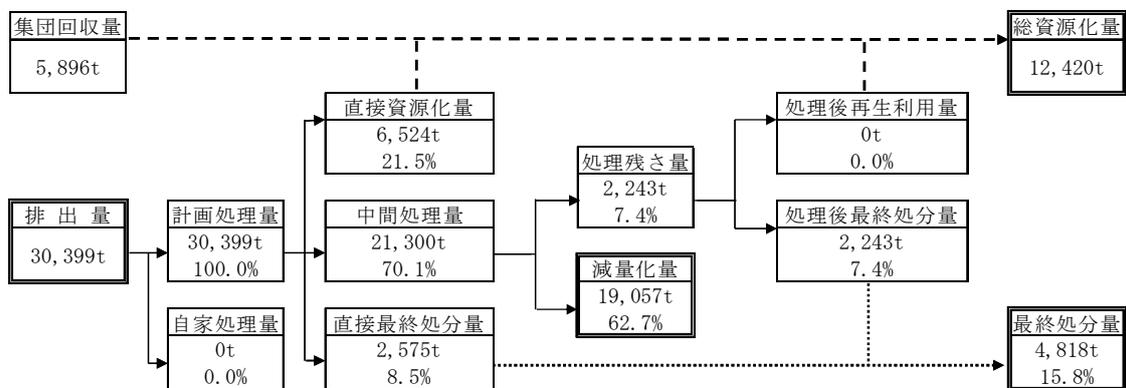


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成26年度実績	平成33年度目標
処理形態別人口	公共下水道人口	90,734 人 (58.3%)	95,614 人 (60.9%)
	農業集落排水処理施設等人口	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
	合併処理浄化槽人口	18,138 人 (11.7%)	19,113 人 (12.2%)
	未処理人口	46,738 人 (30.0%)	42,306 人 (26.9%)
	合 計	155,610 人 (100.0%)	157,033 人 (100.0%)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	5,002 k l	4,540 k l
	浄化槽汚泥量	40,086 k l	38,029 k l
	合 計	45,088 k l	42,569 k l

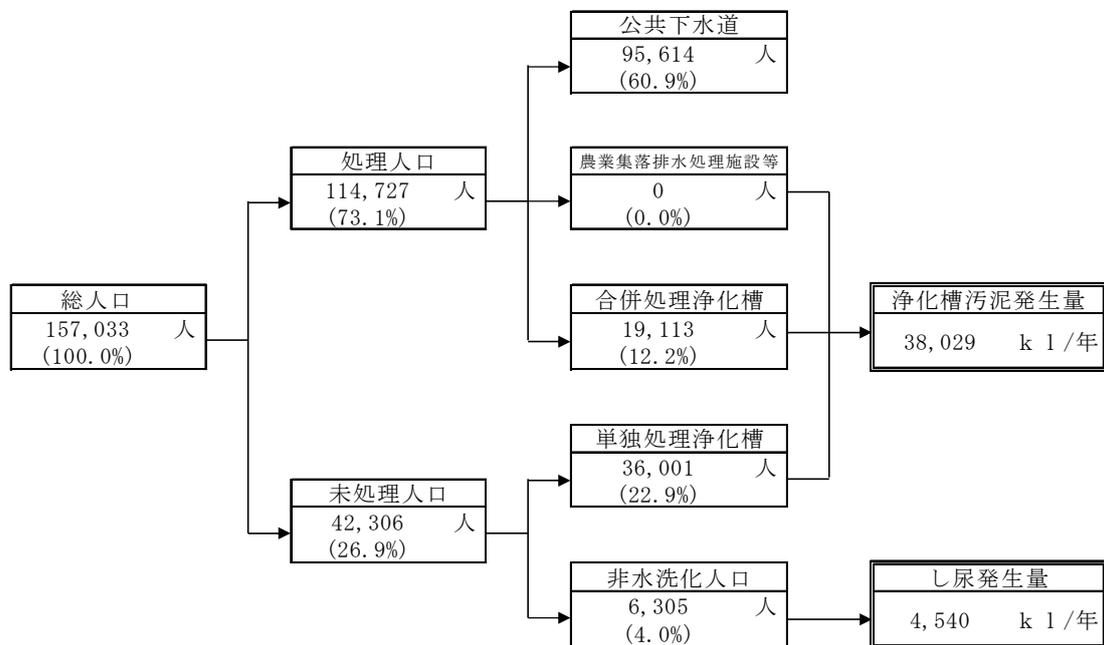


図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 排出抑制

1) 「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底

全世帯に配布している啓発冊子「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の記述内容の周知徹底を図り、市民、事業者の確実な実行を促進することは、本市においてごみ処理を行う上で最も重要であり、排出抑制効果が具体的な成果として現れる最も有効な方法である。

本市では、廃棄物減量等推進員のみならず、自治会との連携を図りながら、地区座談会の実施や自治会回覧など、様々な機会を利用してこの啓発冊子の周知徹底を図り、全市民による協働体制の構築を強力に推進していく。

また、市報・市ホームページなどを利用して、ごみの分別方法や指定ごみ袋の使用などについても、引き続き周知徹底を図る。

2) 水切りの実施

生ごみの水切りを進めることは、原点処理である排出源での減量につながり、大きな排出抑制効果が期待できることから、本市では市民一人一人による水切りの実践を積極的に PR していく。その際、啓発活動の一環として、水分減量方法について、広く市民にアイデア募集を行ったり、市民各自による水切りへの実践効果の向上方法の一つの手法として、水切り用具活用のためのモニター制度の創設についても検討する。

3) 食べ残し、調理くずの削減

家庭や学校において、食べ物の大切さやごみ問題などへの意識啓発を行い、食品廃棄物の発生抑制を目指す。

4) 不要なダイレクトメールの拒否

本人の意思に関係なく送付されるダイレクトメールについて、不要なダイレクトメールの断り方などを紹介する。

5) 簡易包装の推奨

家庭系ごみの中で大量に排出されている包装紙などの減量化を推進するために、事業者には、簡易包装商品などの導入による環境に配慮した取組を促す。また、市民に対しては、過剰包装の商品や使い捨ての商品をできるだけ買わないよう奨励する。

6) ノーレジ袋運動の推進

レジ袋の削減は、簡単にできる環境に配慮した行動の一つであることから、事業者と連携しマイバッグ運動を奨励する。

イ ごみ減量・リサイクルの推進

1) 生ごみのリサイクル

生ごみのリサイクルは、紙のリサイクルとともに、早期に実施すべき重要な施策であることから、以下の施策について、費用対効果を検証し、効果が期待できる施策を順次実施する。

- ・生ごみの分別回収・資源化（堆肥化）の早期実施
- ・コンポスト利用者との連携
- ・ダンボールコンポストの推進
- ・家庭におけるコンポスト化等、生ごみ処理の普及拡大
- ・学校給食における堆肥化の推進
- ・事業所における堆肥化処理の推進

2) 紙ごみのリサイクル

紙ごみのリサイクルは、生ごみのリサイクルと同様、以下の施策について、費用対効果を検証しながら、効果の高い施策を順次実施する。

- ・紙ごみの分類調査の実施
- ・公共施設への紙類回収箱の設置
- ・使用済み紙おむつのリサイクル方法の検討

3) 可燃ごみ回収頻度の見直しの検討

生ごみ及び紙ごみの回収機会の増加に合わせて、可燃ごみの回収頻度の見直しについて検討する。

4) 資源回収の拡充

資源回収の拡充策として、新聞販売店などが行っている民間回収を推奨していくとともに、ペットボトルのキャップなど新たな資源回収品目の追加や、ごみステーションでの紙類の回収など、ごみステーションを活用した資源回収の実施を目指す。また、入れ歯回収ボックスを設置して、不要となった金歯や入れ歯を回収する。

5) プロジェクトチーム・専門委員会等の設置

基本計画による方針を受けて、具体的な個別施策の実施に向けた行動については、必要に応じて、プロジェクトチームや専門委員会を設置して、実効性のある施策の早期実施を図る。

6) 指定ごみ袋無料配布数の見直し

「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策は、最も直接的で有効なごみ減量施策ですが、「ごみ減量による還元制度の見直し」施策、「持込ごみ処理手数料の改定」施策、「資源回収の拡充」施策、「生ごみのリサイクル」施策との関連が考えられる。また不法投棄・不法焼却の増加につながることも懸念されることから、関連施策や不法投棄・不法焼却への影響を検証した上で、配布枚数の見直しを進める。

7) リサイクル展示場の利用促進

リサイクル展示場への来場者が減少していることから、市民にリサイクル展示品のPRを含めた施設の周知徹底を図る。また、新清掃工場についても、現在のリサイクル展示場の機能を持たせることを検討する。

8) 資源の分類と出し方の明確化と周知徹底

資源の分別と出し方については、廃棄物減量等推進員の協力の下に地区座談会などの開催を通じて「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底を図る。

また、「野田市のごみの出し方・資源の出し方」について、市民により分かりやすくするため今後も継続的に見直しを行い、様々な機会を利用して周知徹底を図る。

9) 自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化

廃棄物減量等推進員の活動を推進し、自治会などとの連携強化を図るため、ごみの減量調査の実施や、集団資源回収の拡大について検討する。

また、自治会などに対して、廃棄物減量等推進員活動の重要性を周知することで、推進員が活動しやすい環境を整えるとともに、推進員会議における研修や地区連絡会などにより、引き続き推進員の育成を図る。

10) 資源回収業者の育成

集団資源回収の継続発展のために、資源回収業者の支援・育成を図る。

11) 事業系ごみの排出指導

事業用大規模建築物の所有者へ届出を求めている「減量計画書」の提出率が低いことから、制度の見直しも含めて排出指導の徹底を図る。中小事業所に対しては、市民、行政との3者の連携への積極的な協力を要請するとともに、施設搬入時における抜打ち展開検査などを実施する。

ウ 環境保全意識の普及啓発

1) 環境教育の推進

未来を担う子どもたちの環境保全意識の高揚を図るため、副読本を充実させ、見えないところで自発的に環境美化を実践した児童・生徒の表彰を行い、子どもたちを発信源とした家庭、地域における環境美化意識の向上などを図る。

また、子どもたちに環境保全の重要性を体感させるため、学校給食の生ごみ堆肥化や、新清掃工場などのごみ処理施設を拠点とした環境教育の実践を目指す。

2) 環境学習の推進

最も身近な地域コミュニティの場である自治会を中心として環境保全意識の普及啓発を図るため、例えば、各自治会において廃棄物減量等推進員活動を自治会活動の一環として位置付けることを推奨するなど、廃棄物減量等推進員と自治会との連携強化を図るとともに、新清掃工場などのごみ処理施設を環境学習の拠点としても位置付け、見学会の実施などを進める。

3) 啓発手法の多様化

市報などを中心とした従来型の広報・指導啓発の強化を図るとともに、ホームページの活用、分別シートなどの作成・配布、製造メーカーや流通企業への働きかけなど、より多くの市民に環境保全意識の普及を図るため、啓発手法の多様化を進める。

4) グリーン購入の推進

グリーン購入法に基づき、環境負荷の少ない製品の購入に取り組む。また、再利用・資源化された製品の購入に努める。

なお、事業者にも同様の取組を促していく。

5) 催事におけるごみの減量・リサイクルの実施

事業実施者との協議により、催事におけるごみの減量・リサイクルの実施を進める。

6) 緑化の推進（新清掃工場の壁面緑化等）

新清掃工場を環境教育、環境学習の拠点として位置付けるため、壁面の緑化を推進する。

7) 自然エネルギーの活用（新清掃工場の太陽光発電等）

自然エネルギーの活用を推進し、新清掃工場を環境教育、環境学習の拠点とする。

8) 市民、事業者、行政の3者の連携強化

野田市一般廃棄物処理基本計画の基本方針である『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』を図るため、生ごみの堆肥化を実施しているスーパーマーケットやコンビニエンスストア等の事業者との情報交換や協力ができるよう、定期的に市民、事業者、行政の3者が連携できる場を設定するなど、環境保全意識の共有化による3者の連携強化を進める。

エ 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。

- ・パンフレットやポスターによる住民意識の高揚
- ・台所の三角コーナーや微細目ストレーナ等の使用の周知

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

合併後の野田市では、ごみ処理に対する市民の協力もあり、平成26年度の一人一日当たりのごみ排出量が630※グラムを切るなど大きな成果を得ている。

今後も引き続き、地区座談会等を通じてのごみ出しルールの徹底を強化し、剪定枝等の堆肥化事業の推進や家庭用生ごみの堆肥化装置購入助成金の交付により、ごみの排出抑制を進めていく。資源物については、できる限り排出しやすい環境づくりを目指して、集団資源回収の積極的な支援、ごみ減量協力店の充実を図っていく。また、地域における環境美化運動、不法投棄巡回パトロールを実施し、不法投棄されにくい環境づくりを図っていく。

さらに、本市では野田市清掃工場の老朽化と関宿クリーンセンターの稼働停止を踏まえ、経済的かつ効率的な処理を行うため、野田市清掃工場と関宿クリーンセンターの両者を一体整備する新清掃工場の早期稼働を目指す。

また、これまで他の可燃ごみと一緒に焼却処理をしていた生ごみを別途回収し、堆肥化処理施設や乾燥施設、微生物による生ごみ処理施設など、生ごみを専用に処理する施設の整備についても検討する。

※資源物を除く一人一日当たり排出量

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみについては、排出事業者責任の徹底を図るため、一定要件を超える大規模事業者に対しては、事業系一般廃棄物の減量化計画書の提出を義務付けている。今後も、事業者に対する減量化計画書の提出により、ごみの種類、排出形態、排出量等を把握するとともに、施設搬入時における抜打ち展開検査などを実施するなどし、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に努めるよう指導していく。

ウ 最終処分の現状と今後

最終処分場は、自区内処理を完結させるためには必要な施設であるが、本市では、平成元年以降、他市の民間処分場に依存しており、引き続きごみ排出抑制、リサイクルの推進に向け積極的に取り組んでいく必要がある。

本市は、周囲を河川に囲まれ、優良農地が多く存在していることから、その確保が困難な状況となっているが、今後も引き続き確保に努める。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き公共下水道や公共下水道事業計画区域外の地域で合併処理浄化槽の整備を進めていく。また、汲み取り便槽及び単独処理浄化槽の世帯については、合併処理浄化槽への転換を推進していく。

オ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

本市で処理することができる産業廃棄物は、紙くず、木くず、市内の個人居宅の解体に伴う木材としている。一般廃棄物の処理に支障がない量とし、事業者自ら運搬し市の処理施設に搬入するものとしている。

今後も産業廃棄物の処理は、事業者自らが適正に処理するか、または産業廃棄物処理業者に処理を委託することを事業者に求めていく。

カ 今後の処理体制の要点

現在の処理体制を継続しながら、指定ごみ袋制度によるごみ処理の有料化、地域住民に対する環境活動への積極的な支援、広報等による普及啓発活動の充実等の施策を引き続き実施することで、本市の課題であるごみの排出抑制に努めていく。

また、新たに整備されたリサイクルセンターにおいて、資源化量の増加と最終処分量の減少を目指していくとともに、さらに、現有施設を統合した集約される新清掃工場において、ごみの適正な処理を行うとともに、余熱を有効利用するため、熱回収を行う。

表3 野田市の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成26年度)				今 後 (平成33年度)			
野田市				野田市			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理予定 (トン)
可燃ごみ	焼却	野田市清掃工場 民間処理施設 (委託)	18,311	可燃ごみ	焼却	野田市清掃工場 民間処理施設 (委託)	12,999
粗大可燃ごみ	焼却 再使用		192	粗大可燃ごみ	焼却 再使用		149
不燃ごみ	資源化 埋立	野田市リサイクルセンター	4,917	不燃ごみ	資源化 埋立	野田市リサイクルセンター	3,574
粗大不燃ごみ	資源化 埋立 再使用		125	粗大不燃ごみ	資源化 埋立 再使用		99
紙類	資源化	再資源化事業者へ売却	4,066	紙類	資源化	再資源化事業者へ売却	2,958
ガラスびん			1,036	ガラスびん			1,124
ペットボトル			321	ペットボトル			371
金属類			784	金属類			940
布・衣類			394	布・衣類			503
小型家電 (拠点回収)			62	小型家電 (拠点回収)			58
剪定枝など			堆肥化	野田市堆肥センター			3,651
有害ごみ	その他	民間処理施設 (委託)	54	有害ごみ	その他	民間処理施設 (委託)	52

※集団回収含む

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収型 廃棄物処理施設	野田市新清掃工場 整備事業	約95t/日	野田市内	H31～H32 (H31～H35)

※括弧内は全体の事業期間を示す。

(整備理由)

事業番号1 既存焼却施設の老朽化及び稼働停止による施設の集約化、エネルギーの回収・有効利用の促進を図るため

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	直近の整備済基数 (平成26年度) (基)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業	1,164	100	300	H28～H32
	浄化槽市町村整備推進事業	—	—	—	—
	その他地方単独事業	71	—	—	—
合計		1,235	100	300	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

上記(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
3 1	野田市新清掃工場整備事業(事業番号1)に係る施設整備計画策定事業	施設整備計画策定	H28～H29
	野田市新清掃工場整備事業(事業番号1)に係るPFI導入可能性調査	PFI導入可能性調査	H29
	野田市新清掃工場整備事業(事業番号1)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H28～H29
	野田市新清掃工場整備事業(事業番号1)に係る測量調査、地質調査事業	測量調査、地質調査	H30
	野田市新清掃工場整備事業(事業番号1)に係る事業者選定アドバイザー業務事業	事業者選定アドバイザー業務	H30～H31

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、適切な回収、再商品化がなされるよう、家電リサイクル協力店等と協力して、引き続き普及啓発の充実に努める。

イ 不法投棄対策

24時間留守番電話による不法投棄の通報受付、監視カメラの設置及び貸し出し、廃棄物減量等推進員を中心とした地域住民による定期的なパトロールを実施する。

また、環境美化区域の指定により、環境美化運動の実施、不法投棄巡回パトロールの強化により、不法投棄しにくい環境づくりを図る。さらに、地区座談会の開催、ごみ出しパンフレットや市報等での不法投棄等をなくすための普及啓発を行う。

ウ 一般廃棄物処理基本計画の見直し

現在の一般廃棄物処理基本計画（平成24年3月策定）は、平成24年度を初年度とし、10年後の平成33年度を目標年度とした計画である。

一般廃棄物処理基本計画については社会変動などを踏まえて、おおむね5年ごとに改定することとされていることから、平成28年度に見直しを行う。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

野田市地域防災計画に基づき、災害時に発生する廃棄物を広域的に処理する協力体制を地域内で構築する。

また、千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針に基づく災害廃棄物処理計画の策定を検討し、災害により発生した被災地のごみを迅速かつ適切に処理し、災害地の環境衛生の保持に努める。

なお、震災等による多量の廃棄物が発生し、本市において処理が困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う体制である。

4 計画のフォローアップ

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、千葉県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の

見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

《添付資料 1 対象地域図》

対象となる地域は野田市全域であり、以下図の網掛け部分である。

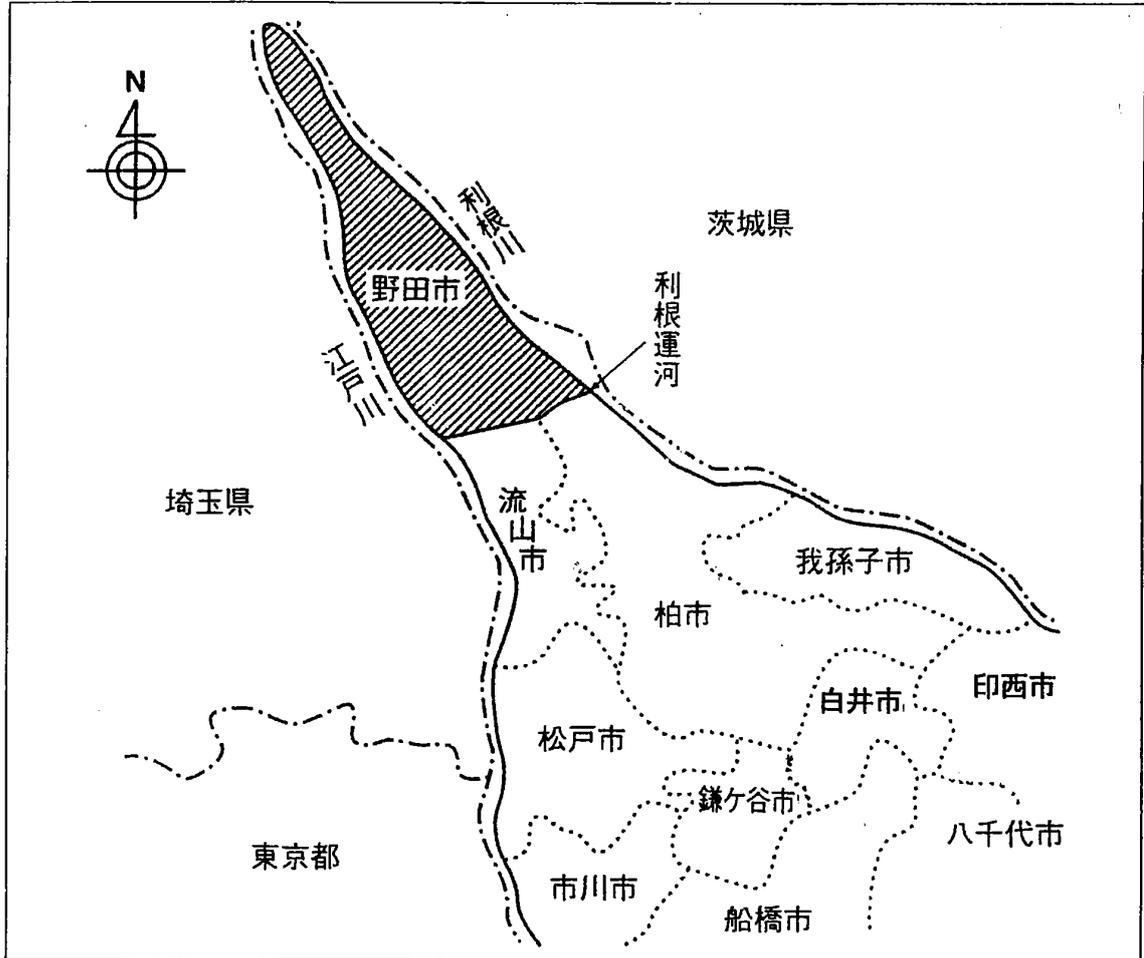


図 S-1 対象地域図

《添付資料 2 目標の設定に関するグラフ等》

目標の設定に関するグラフを以下の表と図に示す。

表 S-1 ごみ量の目標の設定に関するグラフ

	年度	家庭系ごみ	事業系ごみ	資源回収	人口
実績	H21	27,308t	14,126t	8,390t	157,183人
	H22	27,289t	13,642t	8,118t	157,033人
	H23	27,391t	13,680t	7,967t	157,363人
	H24	27,638t	14,144t	7,620t	156,725人
	H25	27,035t	14,416t	7,265t	156,124人
	H26	27,312t	13,241t	6,601t	155,610人
推計	H27	24,443t	11,895t	6,841t	157,033人
	H28	23,805t	11,556t	6,646t	157,033人
	H29	23,159t	11,214t	6,469t	157,033人
	H30	22,507t	10,873t	6,308t	157,033人
	H31	21,863t	10,532t	6,159t	157,033人
	H32	21,207t	10,187t	6,022t	157,033人
	H33	20,556t	9,843t	5,896t	157,033人

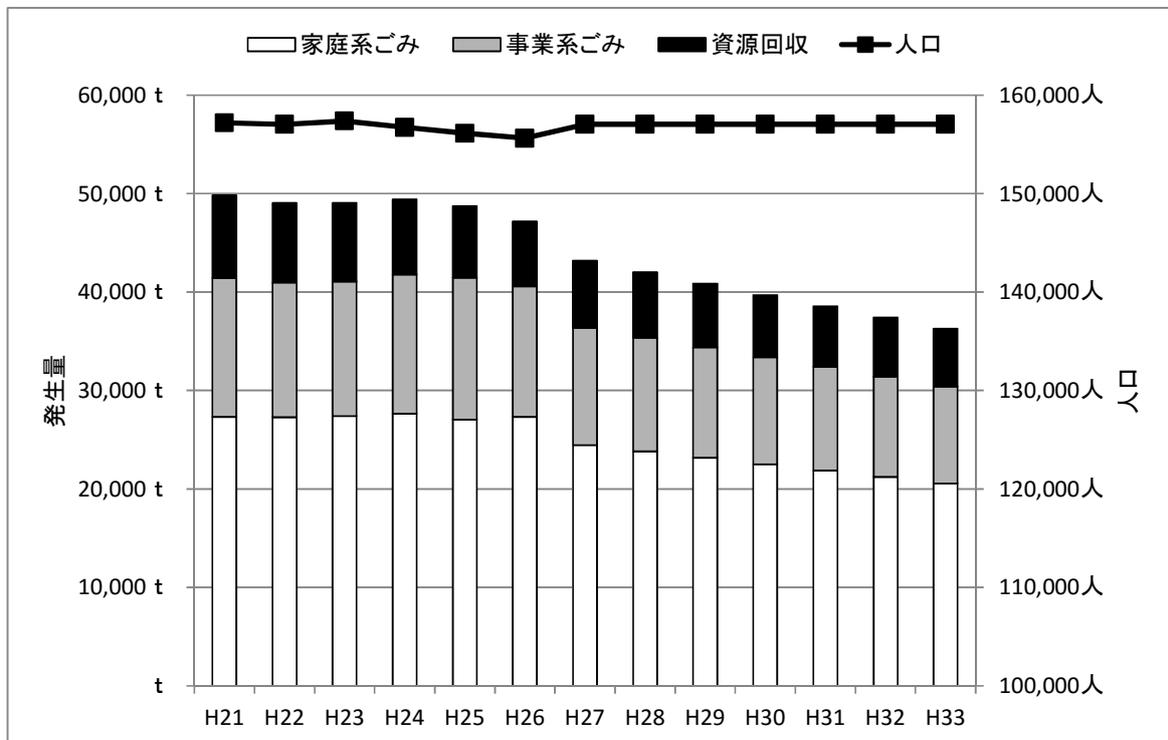


図 S-2 ごみ量の目標の設定に関するグラフ

表 S-2 リサイクル及び最終処分量の目標の設定に関するグラフ

	年度	総資源化量	最終処分量	リサイクル率
実績	H21	15,206t	6,687t	30.5%
	H22	16,519t	5,233t	33.7%
	H23	16,498t	5,169t	33.6%
	H24	15,971t	5,543t	32.3%
	H25	13,820t	6,896t	28.4%
	H26	12,833t	6,853t	27.2%
推計	H27	13,708t	5,945t	31.7%
	H28	13,470t	5,756t	32.1%
	H29	13,237t	5,569t	32.4%
	H30	13,015t	5,382t	32.8%
	H31	12,813t	5,193t	33.2%
	H32	12,609t	5,006t	33.7%
	H33	12,420t	4,818t	34.2%

※不燃物処理施設が稼働停止したことにより、平成 22 年度から平成 24 年度まで不燃ごみを全量民間業者に処理委託

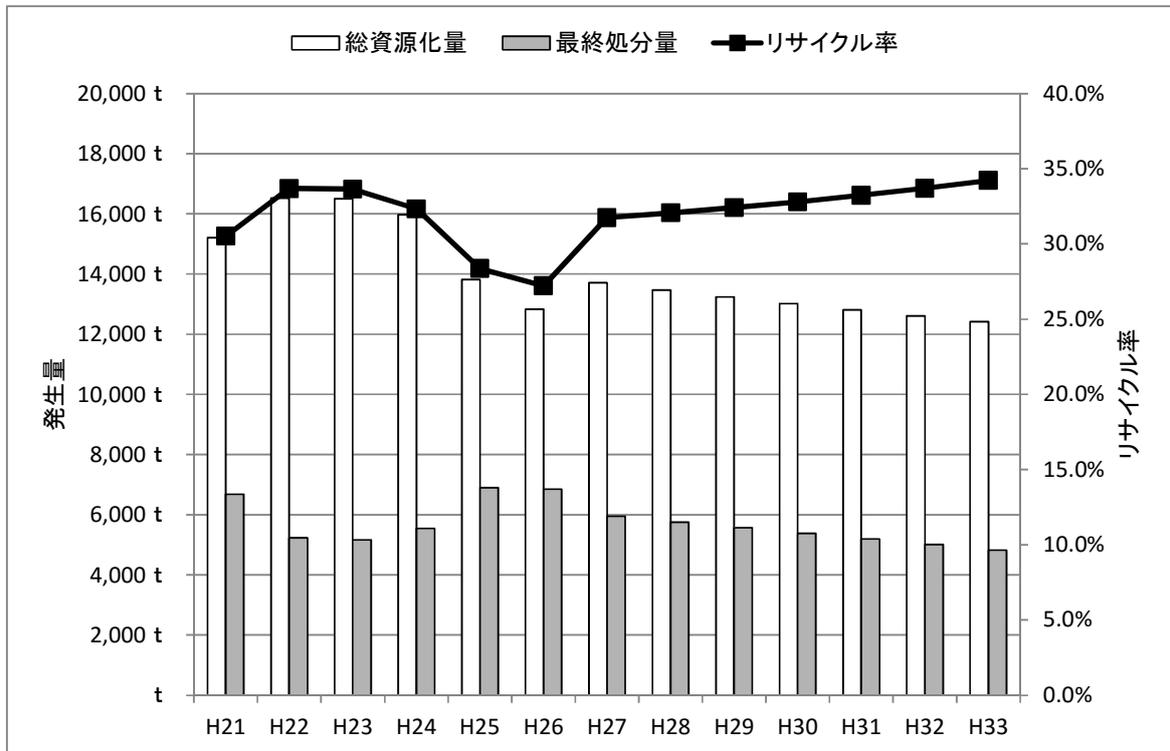


図 S-3 リサイクル及び最終処分量の目標の設定に関するグラフ

《添付資料 3 分別区分説明資料》

本市における現在の分別区分を以下に示す。

表 S-3 本市における分別区分

区分	品目	対象となるごみ	収集頻度	排出方法
可燃ごみ	可燃物	生ごみ、紙くず、紙おむつ、ペット用トイレシート又はトイレ砂、貝殻、紙コップ、ラップの芯、石けん、本革製品など	週2回	指定ごみ袋
不燃ごみ	不燃物	・プラスチック類 ・ガラス類 ・陶磁器類 ・ゴム製品類 ・小型家電製品 ・ビニール類 ・ラップ類 ・トレイ類 ・その他(使い捨てカイロ、水着、工作などで切断されたペットボトルなど)	週1回	指定ごみ袋
粗大ごみ	基準を超える大きさのごみ	1辺が40cm以上のもの、又は3辺(縦+横+高さ)の合計が90cm以上のもの	随時(申込) 自己搬入	粗大ごみ処理券 自己搬入
資源物	紙類	新聞紙、ダンボール、飲料用紙パック(牛乳・ジュースなどで内側にアルミなどが使われていないもの)、雑紙(雑誌・包装紙・紙袋・名刺など)	月1~2回 集団資源回収 (団体により 収集頻度が 異なる)	ひもで縛る 紙袋
	びん類	ジュース・酒などの飲料用びん、ジャムや調味料類のびん、コーヒーなどの嗜好品用びん		回収容器
	ペットボトル類	飲料、酒、みりん、醤油、めんつゆ、食酢・調味酢、ノンオイルドレッシングの入っていたペットボトル容器(キャップを除く)		回収容器
	金属類	飲料水のアルミ缶、スチール缶、缶詰の缶、菓子などの入っていた缶、油や塗料の入っていた缶、スプレー缶、やかん、なべ、釜、金属トタン板、トースター、自転車、石油ストーブ、ガスレンジ、ファンヒーター、電子レンジ、鉄くず、非鉄金属くずなど		回収容器
	布・衣類	布(毛布、タオルケット、シーツ、カーテンなど)、衣類(ポロシャツ、ブラウス、ワイシャツ、ズボン、スカートなど)		ひもで縛る
	小型家電	通電製品全般(家電リサイクル法対象品目、フロンガス使用品目、大型家電を除く)		月1回 拠点回収
	剪定枝など	市内から発生する剪定枝、落ち葉・草など	随時(申込) 自己搬入	バラ積み 又は結束
有害ごみ	有害物質を含む	乾電池、蛍光管など	拠点回収	自己搬入

《添付資料 4 現有処理施設の概要》

本市における各施設の概要を以下に示す。

表 S-4 野田市清掃工場概要

施設名	野田市清掃工場
所在地	野田市三ツ堀356-1
敷地面積	37,528㎡（利用面積 20,551㎡）
種類	焼却
処理能力	72.5 t / 16 h × 2炉
処理対象廃棄物	可燃、粗大可燃
開始年月日	昭和60年2月
処理方式	ストーカ式（准連続燃焼式）

表 S-5 野田市関宿クリーンセンター概要

施設名	野田市関宿クリーンセンター
所在地	野田市古布内1940-1
敷地面積	15,744㎡（利用面積 9,000㎡）
種類	焼却
処理能力	20 t / 16 h × 2炉
処理対象廃棄物	可燃、粗大可燃
開始年月日	平成3年7月
処理方式	流動床式（准連続燃焼式）

※平成26年3月末稼働停止

表 S-6 野田市第二清掃工場概要

施設名	野田市第二清掃工場
所在地	野田市船形4236
敷地面積	21,762㎡
種類	し尿・浄化槽汚泥処理
処理能力	164kl / 日
処理対象廃棄物	生し尿、浄化槽汚泥
開始年月日	昭和63年12月
処理方式	低希釈二段活性汚泥法処理方式＋高度処理

表 S-7 野田市リサイクルセンター概要

施設名	野田市リサイクルセンター
所在地	野田市目吹331
建築面積	3,347㎡
種類	破碎・選別
処理能力	32 t / 5 h （不燃ごみ：31 t / 5 h、不燃粗大ごみ：1 t / 5 h）
処理対象廃棄物	不燃、不燃粗大
開始年月日	平成25年3月
処理方式	破碎、選別

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成28年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	野田市	(2) 地域内人口	155,610 人	(3) 地域面積	103.54 km ²
(4) 構成市	野田市	(5) 地域の要件	人口	面積	沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：		設立(予定)年月日： 年 月 日 設立、認可予定		

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○をつける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)						目標
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成33年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	14,126	13,642	13,680	14,144	14,416	13,241	9,843 (H26比 -25.7%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.40	2.53	2.51	2.72	2.77	2.52	1.83 (H26比 -27.4%)
	家庭系 総排出量(トン)	27,308	27,289	27,391	27,638	27,035	27,312	20,556 (H26比 -24.7%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	154.5	153.0	153.8	153.8	151.5	151.3	107.1 (H26比 -29.2%)
	合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	41,434	40,931	41,071	41,782	41,451	40,553	30,399 (H26比 -25.0%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	6,595 (15.9%)	8,152 (19.9%)	8,386 (20.4%)	8,351 (20.0%)	6,555 (15.8%)	6,232 (15.4%)	6,524 (21.5%)
	総資源化量(トン)	15,206 (30.5%)	16,519 (33.7%)	16,498 (33.6%)	15,971 (32.3%)	13,820 (28.4%)	12,833 (27.2%)	12,420 (34.2%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)(MWh)	—	—	—	—	—	—	—
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	27,931 (67.4%)	27,297 (66.7%)	27,371 (66.6%)	27,888 (66.7%)	28,000 (67.5%)	27,468 (67.7%)	19,057 (62.7%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	6,687 (16.1%)	5,233 (12.8%)	5,169 (12.6%)	5,543 (13.3%)	6,896 (16.6%)	6,853 (16.9%)	4,818 (15.8%)

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付(添付資料3)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力	開始年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び 処理方式	施設竣工 予定年月	処理能力 (単位)	
野田市清掃工場 (焼却施設)	野田市	ストーカ式 (准連続燃焼式)	有	72.5t/16h×2炉	S60.2	H35.12	既存焼却施設の老朽化及び稼働停止による、施設の集約化、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進を図るため	全連続燃焼 ストーカ式	H35.12	約95t/日	-
野田市関宿クリーンセンター (焼却施設)	野田市	流動床式 (准連続燃焼式)	有	20t/16h×2炉	H3.7	H26.3					
野田市リサイクルセンター (破碎・選別施設)	野田市	破碎、選別	有	不燃 31t/5h 粗大 1t/5h	H25.3	-	-	-	-	-	-
野田市第二清掃工場 (し尿処理施設)	野田市	低希釈二段活性汚泥法処理方式+高度処理	有	164kl/日	S63.12	-	-	-	-	-	-

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付

4 生活排水処理の現状と目標

(単位：人)

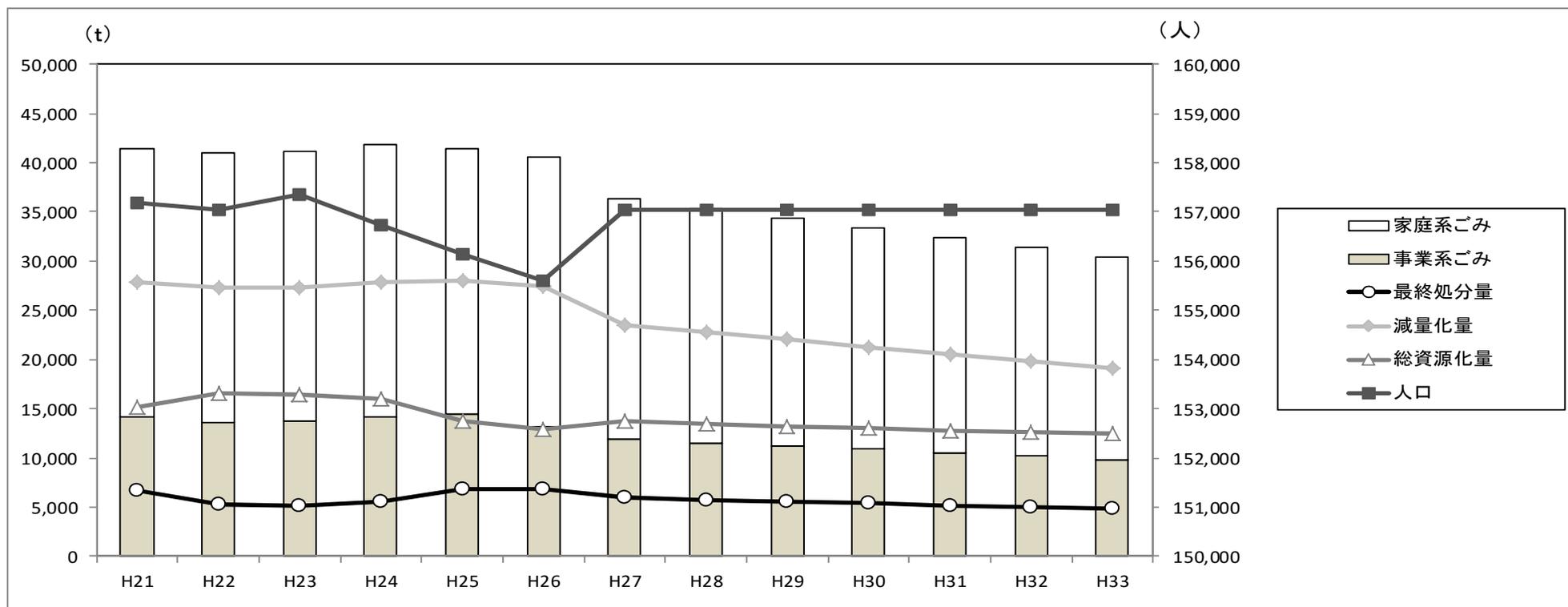
指 標・単 位	年 度	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目 標	
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成33年度
総 人 口		157,183	157,033	157,363	156,725	156,124	155,610	157,033
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	76,414	78,795	80,905	88,803	89,657	90,734	95,614
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	48.6%	50.2%	51.4%	56.7%	57.4%	58.3%	60.9%
農 業 集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合 併 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口	14,930	15,671	16,450	17,294	17,762	18,138	19,113
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	9.5%	10.0%	10.5%	11.0%	11.4%	11.7%	12.2%
未 処 理 人 口	汚水衛生未処理人口	65,839	62,567	60,008	50,628	48,705	46,738	42,306

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

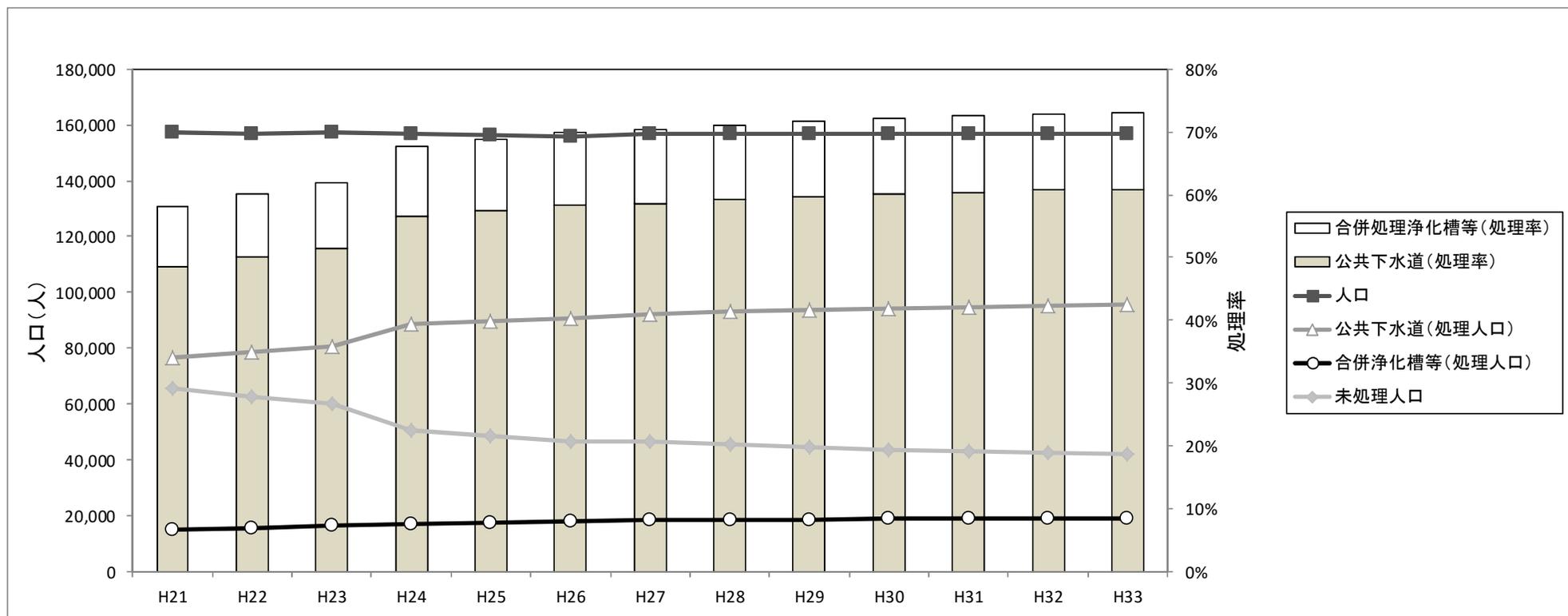
施 設 種 別	事業主体	現 有 施 設 の 内 容			整 備 予 定 基 数 の 内 容			備 考
		基 数(基)	処理人口(人)	開始年月	基 数(基)	処理人口(人)	目標年次	
浄化槽設置整備事業	野田市	1,164	3,492	S63.4	100	300	H32	「現有施設の内容」欄は、平成26年度までの実績

《添付資料5 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（一般廃棄物）》



	実績						予測						目標
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
人口	157,183	157,033	157,363	156,725	156,124	155,610	157,033	157,033	157,033	157,033	157,033	157,033	157,033
排出量計	41,434	40,931	41,071	41,782	41,451	40,553	36,338	35,361	34,373	33,380	32,395	31,394	30,399
家庭系ごみ	27,308	27,289	27,391	27,638	27,035	27,312	24,443	23,805	23,159	22,507	21,863	21,207	20,556
事業系ごみ	14,126	13,642	13,680	14,144	14,416	13,241	11,895	11,556	11,214	10,873	10,532	10,187	9,843
総資源化量	15,206	16,519	16,498	15,971	13,820	12,833	13,708	13,470	13,237	13,015	12,813	12,609	12,420
減量化量	27,931	27,297	27,371	27,888	28,000	27,468	23,526	22,781	22,036	21,291	20,548	19,801	19,057
最終処分量	6,687	5,233	5,169	5,543	6,896	6,853	5,945	5,756	5,569	5,382	5,193	5,006	4,818

《添付資料6 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ（浄化槽）》



	実績						予測						目標
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
人口	157,183	157,033	157,363	156,725	156,124	155,610	157,033	157,033	157,033	157,033	157,033	157,033	157,033
公共下水道(処理人口)	76,414	78,795	80,905	88,803	89,657	90,734	92,005	93,014	93,811	94,438	94,929	95,314	95,614
公共下水道(処理率)	48.6%	50.2%	51.4%	56.7%	57.4%	58.3%	58.6%	59.2%	59.7%	60.1%	60.5%	60.7%	60.9%
合併浄化槽等(処理人口)	14,930	15,671	16,450	17,294	17,762	18,138	18,392	18,594	18,753	18,879	18,977	19,053	19,113
合併処理浄化槽等(処理率)	9.5%	10.0%	10.5%	11.0%	11.4%	11.7%	11.7%	11.8%	11.9%	12.0%	12.1%	12.1%	12.2%
未処理人口	65,839	62,567	60,008	50,628	48,705	46,738	46,636	45,425	44,469	43,716	43,127	42,666	42,306

《添付資料 7 地域内の一般廃棄物処理施設の現況と予定》

本市の現有施設と予定施設の配置は、以下図のとおりである。

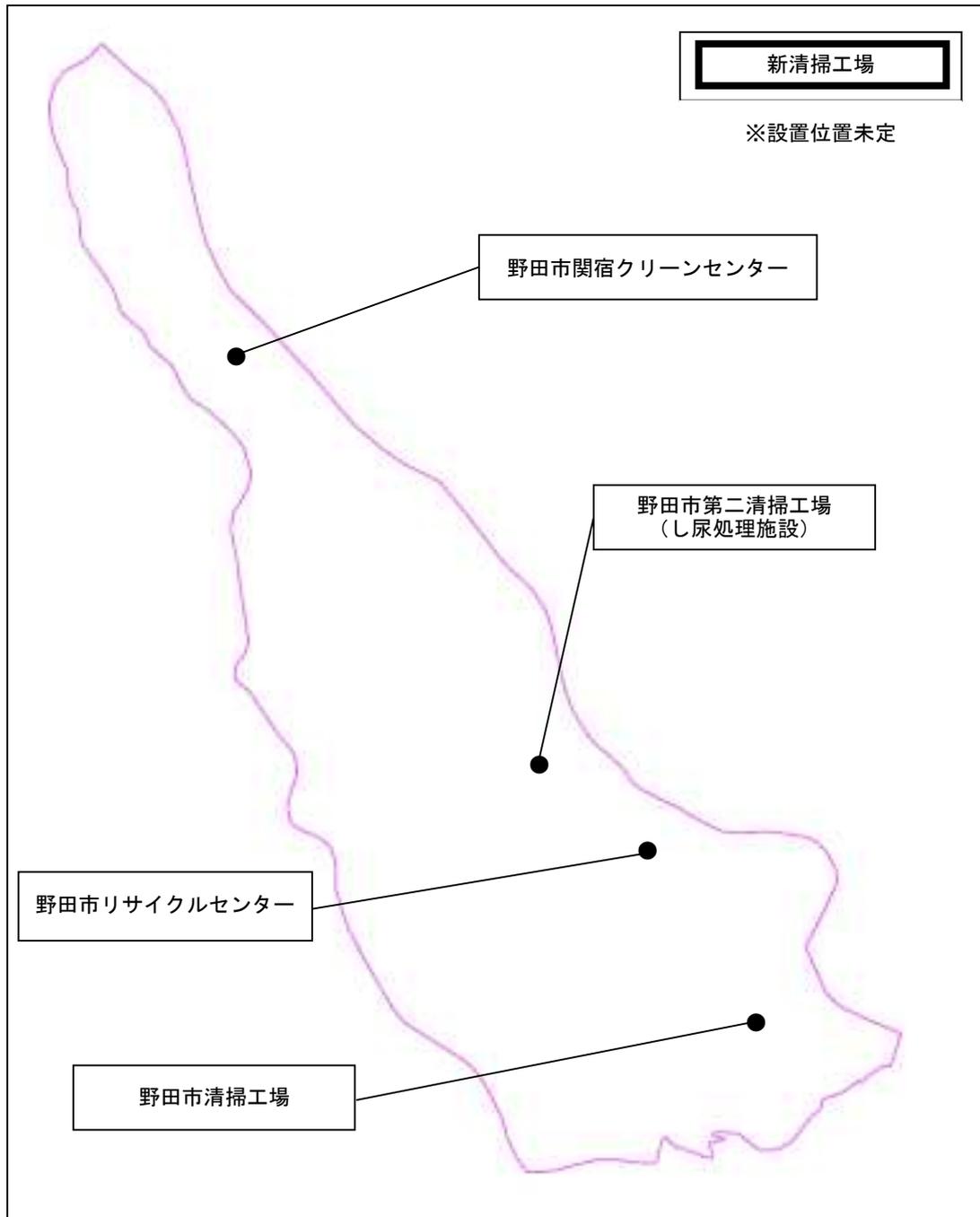
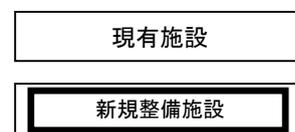


図 S-4 現有施設と予定施設

凡例



《添付資料 9 地域内の浄化槽の整備状況と予定（野田地域）》

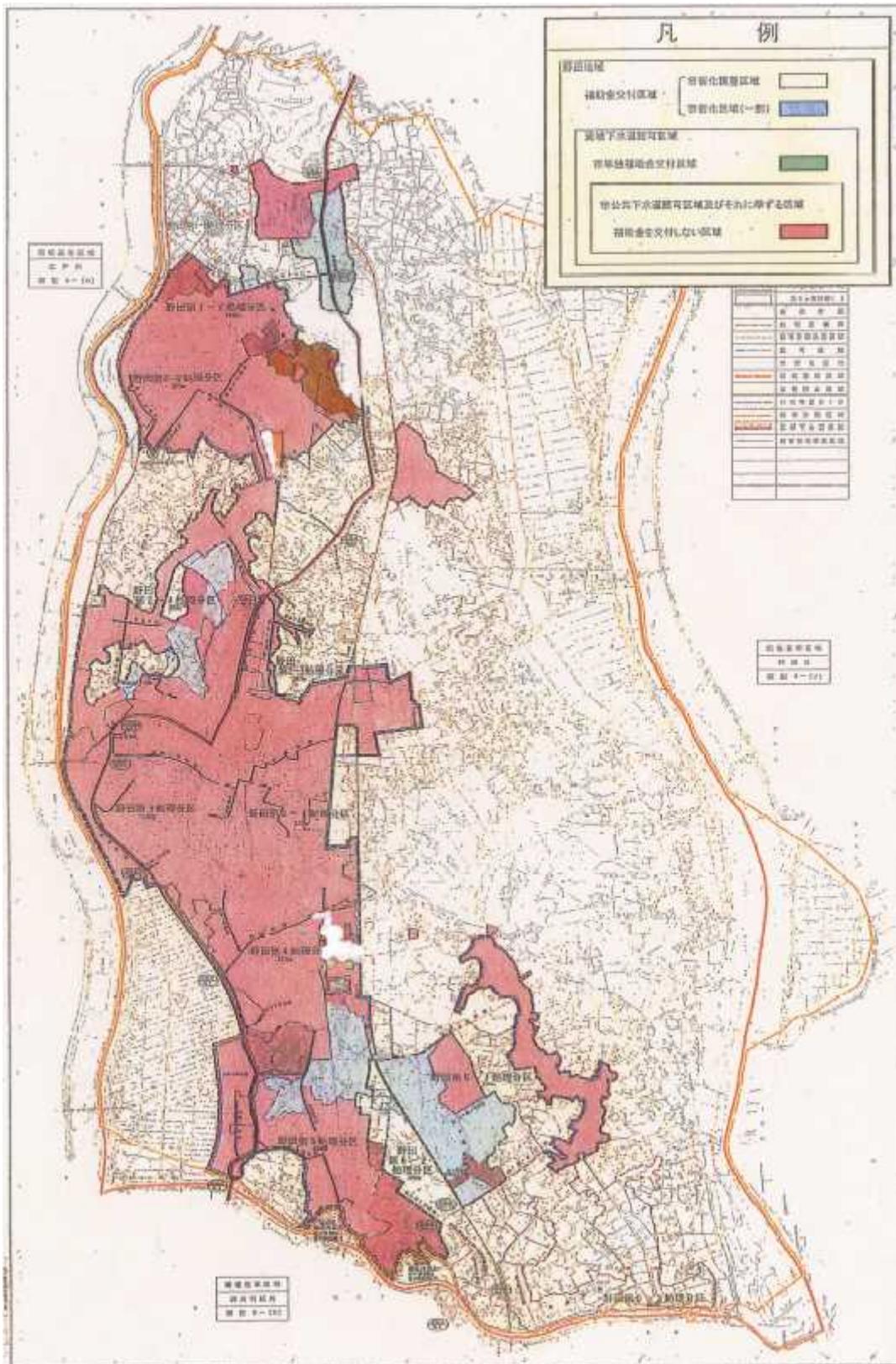


図 S-6 現有施設と予定施設

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 2 8 年度)

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体 名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
			単位		開始	終了	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度			
○ 熱回収等に関する事業							1,151,500	0	0	0	293,500	858,000	1,036,350	0	0	0	264,150	772,200	
エネルギー回収型廃棄物 処理施設							1,151,500	0	0	0	293,500	858,000	1,036,350	0	0	0	264,150	772,200	
野田市新清掃工場整備	1	野田市	95	t/日	H31	H32 (H35)	1,151,500	0	0	0	293,500	858,000	1,036,350	0	0	0	264,150	772,200	造成工事費、 施工監理費含む
○ 施設整備に関する計画支援 に関する事業							240,000	113,000	77,000	40,000	10,000	0	240,000	113,000	77,000	40,000	10,000	0	
施設整備計画策定	31	野田市	-	-	H28	H29	10,000	5,000	5,000	0	0	0	10,000	5,000	5,000	0	0	0	
P F I 導入可能性調査	31	野田市	-	-	H29	H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	施設整備計画 策定業務に含む
生活環境影響調査	31	野田市	-	-	H28	H29	180,000	108,000	72,000	0	0	0	180,000	108,000	72,000	0	0	0	
測量調査、地質調査	31	野田市	-	-	H30	H30	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000	0	0	
事業者選定 アドバイザー一業務	31	野田市	-	-	H30	H31	30,000	0	0	20,000	10,000	0	30,000	0	0	20,000	10,000	0	
○ 浄化槽に関する事業							36,330	7,266	7,266	7,266	7,266	7,266	36,330	7,266	7,266	7,266	7,266	7,266	
浄化槽設置整備事業	2	野田市	100	基	H28	H32	36,330	7,266	7,266	7,266	7,266	7,266	36,330	7,266	7,266	7,266	7,266	7,266	
合 計							1,427,830	120,266	84,266	47,266	310,766	865,266	1,312,680	120,266	84,266	47,266	281,416	779,466	

※1 業務番号については計画本文3(3)に示す施設整備事業番号及び施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入のこと。
 ※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。
 ※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。
 ※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。
 ※5 事業期間、交付期間の括弧内は全体の事業期間を示す。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
発生抑制、 再使用の推進に 関するもの	11	排出抑制	ごみの出し方等の周知徹底 水切りの実施 食べ残し、調理くずの削減 不要なダイレクトメールの拒否 簡易包装の推奨 ノーレジ袋運動の推進	野田市	H28	H32		実施・推進					
	12	ごみ減量・リサイクルの 推進	生ごみ・紙ごみのリサイクル 可燃ごみ回収頻度の見直しの検討 資源回収の拡充 プロジェクトチーム・専門委員会等の設置 指定ごみ袋無料配布数の見直し リサイクル展示場の利用促進 資源の分類と出し方の明確化と周知徹底 自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化 資源回収業者の育成 事業系ごみの排出指導	野田市	H28	H32		実施・検討					
	13	環境保全意識の 普及啓発	環境教育の推進 環境字音の推進 啓発手法の多様化 グリーン購入の推進 催事におけるごみの減量・リサイクルの実施 緑化の推進 自然エネルギーの活用 市民、事業者、行政の3者の連携強化	野田市	H28	H32		実施・推進					
	14	生活排水対策	パンフレットやポスターによる住民意識の高揚 三角コーナー等の使用の周知	野田市	H28	H32		実施・推進					
処理体制の 構築、変更 に関するもの	21	家庭系ごみ	ごみ出しルールの徹底を強化 資源物回収の積極的な支援 分別区分及び処理体制の検討	野田市	H28	H32		実施・検討					
	22	事業系ごみ	減量化計画書によるごみの種類等の把握 展開検査の実施 減量及び適正処理の指導	野田市	H28	H32		実施・指導					
	23	最終処分	ごみ排出抑制及びリサイクルの推進 土地等の確保	野田市	H28	H32		推進					
	24	生活排水	合併処理浄化槽の整備の推進	野田市	H28	H32		推進					
	25	一般廃棄物と併せて 処理する産業廃棄物	適正処理の指導	野田市	H28	H32		指導・促進					
処理施設の 整備に 関するもの	1	野田市新清掃工場整備事 業	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備	野田市	H31	H32 (H35)	○	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備					
	2	浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の整備	野田市	H28	H32	○	合併処理浄化槽整備					
施設整備に 係る計画 支援に 関するもの	31	野田市新清掃工場整備事 業に係る計画支援事業	施設整備計画の策定 PFI導入可能性調査 生活環境影響調査 測量調査・地質調査 事業者選定アドバイザー業務	野田市	H28	H31	○	施設整備計画策定 PFI導入可能性調査 生活環境影響調査 測量調査・地質調査 事業者選定アドバイザー業務					
その他	41	廃家電のリサイクルに 関する普及啓発	家電リサイクル協力店等の普及啓発	野田市	H28	H32		広報・啓発					
	42	不法投棄対策	定期的なパトロールの実施 環境美化運動の実施 パンフレット等により普及啓発	野田市	H28	H32		実施・啓発					
	43	一般廃棄物処理基本計画 の見直し	一般廃棄物処理基本計画の見直し	野田市	H28	H28		策定					
	44	災害時の廃棄物処理に 関する事項	周辺地域の自治体等との協力体制を構築 災害廃棄物を円滑かつ適正に処理できる体制を整備	野田市	H28	H32		組織体制構築の検討					

※ 事業期間、交付期間の括弧内は全体の事業期間を示す。

施設概要(熱回収施設系)

都道府県名 千葉県

(1)事業主体名	野田市
(2)施設名称	野田市新清掃工場(エネルギー回収型廃棄物処理施設)
(3)工 期	平成31年度～平成32年度 (平成31年度～平成35年度)
(4)施設規模	処理能力 95t/日(47.5t/日×2炉)
(5)形式及び処理方式	全連続燃焼ストーカ式
(6)余熱利用の計画	1. 発電の有無 (有) (発電効率12.0%) ・ 無 2. 熱回収の有無 (有) (熱回収率 3.5%) ・ 無
(7)地域計画内の役割	市が処理する一般廃棄物(可燃ごみ及び粗大ごみ)を受け入れ、焼却処理を行い、再資源化と最終処分量の減少を目指す。
(8)廃焼却施設解体 工事の有無	有

※(3)工期の括弧内は全体の事業期間を示す。

「灰溶融施設」を整備する場合

(9)スラグの利用計画	
-------------	--

「高効率原燃料化施設」を整備する場合

(10)発生ガス回収効率 及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 Nm^3/t 2. 発生ガス量 $\text{Nm}^3/\text{日}$
(11)回収ガスの利用計画	

(12)事業計画額	計画年度事業費: 1,151,500 千円 総事業費: 9,410,000 千円
-----------	---

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	野田市	
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業	
(3) 事業の実施目的及び内容	生活環境の保全、講習衛生の向上及び公共水域の水質汚濁防止を図る。 浄化槽については、BODの除去率90%以上、放流水のBOD20mg/リットル以下の機能を有し、かつ国庫補助指針に適合した合併処理浄化槽とする。	
(4) 事業期間	平成28年度～平成32年度	
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3(1)による。 第3(1)事業の対象となる地域のうち、ア(イ)及びイ(イ) 水質汚濁防止法第十四条の八に規定する生活排水対策重点地域	
(6) 事業計画額	交付対象事業費	36,330千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

人槽区分	交付対象基数 (300 人分)	うち単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	70基 (210 人分)	基	332千円	23,240千円	23,240千円
6～7人槽	25基 (75 人分)	基	414千円	10,350千円	10,350千円
8～10人槽	5基 (15 人分)	基	548千円	2,740千円	2,740千円
11～20人槽	基 (人分)	基			
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	100基 (300 人分)	基	-	36,330千円	36,330千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	野田市				
(2) 事業目的	野田市新清掃工場(エネルギー回収型廃棄物処理施設)整備のため				
(3) 事業名称	施設整備計画策定事業	PFI導入可能性調査	生活環境影響調査業務	測量調査、地質調査事業	事業者選定アドバイザー業務事業
(4) 事業期間	平成28年度～平成29年度	平成29年度	平成28年度～平成29年度	平成30年度	平成30年度～平成31年度
(5) 事業概要	新清掃工場の整備を行う場合の基本計画の策定を委託するもの	新清掃工場の整備にあたり、PFI導入可能性調査を委託するもの	新清掃工場の整備にあたり、生活環境影響調査を委託するもの	新清掃工場の整備に係る測量調査、地質調査を委託するもの	新清掃工場の整備にあたり、事業者選定アドバイザー業務を委託するもの
(6) 事業計画額	10,000(千円)	-	180,000(千円)	20,000(千円)	30,000(千円)

※PFI導入可能性調査の事業費は施設整備計画策定業務に含む